

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月21日29嘉鞍保第16188号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表1の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく事前調査票」、②「FAX送信票」、③「診察実施通知書」及び④「措置入院に関する診断書」、⑤「精神保健福祉相談記録」、⑥「経過報告」、⑦「患者の情報提供について(事例紹介)」に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表2記載の「不開示とした情報」欄のそれぞれの情報について、条例第14条第1項第1号、4号、又は5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年11月20日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年12月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年12月21日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年2月7日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 措置診察までの流れを知り、公平なものであったかを確認するため、審査請求を求め
る。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に
同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (3) 私の件において各機関と情報交換した内容を把握し、公平な精神医療が提供されたか
疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表2の「不開示とした理由」欄に記載のとおり
である。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報内容及び性格について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て過去の答申
(別表2の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。)において審査
対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容で
ある(別表2の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり)。

(2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報のうち、①「法に基づ
く事前調査票」、②「FAX送信票」、③「診察実施通知書」、④「措置入院に関する診
断書」、⑤「精神保健福祉相談記録」及び⑥「経過報告」において実施機関が不開示とし
た情報は、過去の答申のうち、答申第40号に係る対象個人情報に、また⑦「患者の情報
提供について(事例紹介)」において実施機関が不開示とした情報は、過去の答申のう
ち、答申第100号に係る対象個人情報に、それぞれ含まれていることが確認できた。

さらに、これらの答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人
物であり、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、これらの答申にお
ける判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、別表1の「開
示妥当と判断した部分」に記載された部分を除き、いずれも過去の答申と同じ理由によ
り、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当すると判断される。

また、②「FAX送信票」の3枚目に記載されたFAX番号、⑤「精神保健福祉相談記
録」の「相談者氏名」欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情
報及び「日時」の列「H29.3.30」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄に記載され

た審査請求人の様子に関する記述、⑥「経過報告」の「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報並びに⑦「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28. 4. 14」欄の二行目後段に記載された審査請求人以外の個人に関する情報については、過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号に該当しないと判断される。

さらに、⑦「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28. 4. 14」に係る「状況」の欄に記載された情報は、実施機関と面接を行った審査請求人以外の個人に関する情報であるところ、当審議会では、面接を行った当該個人が誰であるかについて、審査請求人が当然知っている立場にあるということを答申第100号6(4)(イ)②cにて確認しており、実施機関と面接を行った当該個人に関する情報を開示することがこの者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、条例第14条第1項第1号に該当しないと判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。